附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

2　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第百二十五号）の項中「第十三条第三項」を「第十四条第三項」に、「第十一条第二項各号」を「第十二条第二項各号」に、「第十四条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

○経済産業省令第四十号

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十年政令第百九十六号）の施行に伴い、電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十年政令第百九十六号）の施行に伴い、電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

第一条　電解二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「平成二十五年八月三十一日」を「平成二十五年十月二十九日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第四十一号

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第四十八条第一項の規定に基づき、事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令の一部を改正する省令

事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令（平成十九年経済産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「の経験を有すること。」を「として事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を適切に調整した経験を有すること。」に改め、同条第三号中「株式会社産業再生機構」の下に「又は株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）による改正前の株式会社企業再生支援機構法第一条の株式会社企業再生支援機構を含む。）」を加え、「事業再生に携わった経験を有すること。」を「事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を適切に調整した経験を有すること。」に改める。

第九条第二項中「債権者全員」を「債権者の過半数」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、第四号及び第五号に掲げる事項については、債権者全員の同意によって、決議をするものとする。

第九条第二項第四号中「次条及び」を削り、同号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第十条の債権者会議の開催日時及び開催場所

第九条の次に次の一条を加える。

（事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議の期日の続行）

第九条の二　前条の債権者会議において事業再生計画案の説明が終了しなかった場合又は前条各号に掲げる事項について決議されるに至らなかった場合においては、債権者の過半数の同意により続行期日を定めることができる。

第十条の次に次の一条を加える。

（事業再生計画案の協議のための債権者会議の期日の続行）

第十条の二　前条の債権者会議において事業再生計画案の協議が調わなかった場合においては、債権者の過半数の同意により続行期日を定めることができる。

第十二条の見出しを「（事業再生計画案の決議のための債権者会議の期日の続行）」に改める。

第十四条第一項第三号中「消滅」の下に「（事業再生に著しい支障を来すおそれがある場合を除く。）」を加え、同項第四号中「事業の継続」を「事業再生」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第三百八号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十五年八月二十九日

法務大臣　谷垣　禎一

住所　千葉県市川市平田１丁目16番18号
メリ・アン・グマパル・ムラヤマ　昭和43年４月24日生

住所　大阪府八尾市南太子堂１丁目１番38号
崔優衣　昭和61年12月25日生

住所　千葉県市川市幸１丁目10番20―105号
エフマッド・ガザーリ　昭和36年４月16日生
シブリ・エフマッド　昭和63年３月16日生
ラーズィ・エフマッド　平成２年10月29日生

住所　東京都東大和市奈良橋３丁目483番地６
リベルティ・アントニオ・モラレス　昭和51年３月21日生
ガブリエル・スティシー・アントニオ・モラレス　平成15年９月11日生
ダニエルアイザック・アントニオ・モラレス　平成18年11月29日生

住所　千葉県山武市日向台47番地15
マリッサ・アルカファラス・クロカワ　昭和36年５月８日生

住所　千葉県佐倉市王子台５丁目21番地20
リュウタ・キーデス・ピリエド　平成20年１月14日生

住所　千葉県成田市小菅561番地１
メラニー・アロムプロ・カセ　昭和42年12月１日生

住所　千葉県佐倉市白銀３丁目14番地５
ジェニリン・アイ・ウベルド　平成16年８月16日生

住所　東京都江東区北砂５丁目20番３―612号
ケイ・エイゼル・マリエル・ガヴィーノ　平成元年５月10日生

住所　埼玉県川越市大字寺尾338番地６
ユズキ・メンドーザ　平成14年２月７日生

住所　千葉県君津市陽光台２丁目２番８号
アイリーン・ピリアノエバ・モトヨシ　昭和43年５月４日生

住所　山梨県韮崎市円野町下円井603番地
マリア・エストレリア・マーティン・クロカワ　昭和44年12月20日生

住所　千葉県船橋市金杉台２丁目２番７―404号
マリン・アラパン・シノダ　昭和42年３月30日生

住所　千葉県船橋市田喜野井４丁目42番23号
ルイ・アンジェロ・ラライヤ・タゾエ　昭和61年10月19日生

住所　福島市松木町７番11号
クレセンシア・オルドニョ・アンドウ　昭和41年８月10日生

ロネル・クリスチャン・リベラ・オルドニョ　昭和62年３月７日生

住所　千葉県印旛郡酒々井町馬橋519番地９
アナリン・ヌギッド・ヤマモト　昭和56年７月15日生

住所　横浜市磯子区原町２番25号
蔡純子　昭和19年10月３日生

住所　東京都八王子市諏訪町1923番地１
クリステル・レオベル・ペスカデロ・ツダ　昭和60年１月26日生

住所　群馬県前橋市鶴が谷町28番地２
マリア・ルイサ・デ・アシス・キムラ　昭和36年２月21日生

住所　東京都港区赤坂６丁目19番７―305号
羅弋爾　昭和56年７月12日生

住所　東京都多摩市聖ヶ丘１丁目19番地
キャロリン・ピネダ・タケヒ　昭和44年９月15日生

住所　東京都墨田区菊川２丁目２番10―408号
鄭[金+逢]珊　昭和61年11月２日生

住所　東京都大田区中馬込２丁目19番４―302号
李迎久　昭和44年３月14日生

李天聡　平成12年４月30日生

李天綺　平成15年６月１日生

住所　東京都荒川区荒川６丁目５番１―501号
カズキ・シットハル・アライ　平成５年９月25日生